計	個	%	

（記載上の注意）

1．「総株主等の議決権」とは、第15条第１号に規定する総株主等の議決権をいう。

2．「議決権」とは、第15条第１号に規定する対象議決権をいう。

3．保有する議決権の数の多い順序に従い20名（法人を含む。）について記載すること。

4．「割合（B／A）」は、小数点第２位を四捨五入して第１位までを記載すること。

5．「登録申請者との関係」は、議決権を保有する者が当該登録申請者の役職員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。

別紙様式第９号（第17条関係）

（日本工業規格Ａ４）

文　書　番　号
年　　月　　日

商号又は名称
代表者の氏名　　殿

財務（支）局長　　印

第三者型発行者の登録について

年　　月　　日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録したので通知します。

記

登 録 番 号　財務（支）局長第　　号
登録年月日　　年　　月　　日

別紙様式第 10 号（第19条第２項関係）

（日本工業規格Ａ４）

文　書　番　号
年　　月　　日

商号又は名称
代表者の氏名　　殿

財務（支）局長　　印

登 録 の 拒 否 に つ い て

年　　月　　日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由

別紙様式第 11 号（第20条第１項、附則第６条関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　　）　　―
商　　号
又は名称
代表者の
役職氏名　　印

変　更　届　出　書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第11条第１項の規定により届け出ます。

記

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

（記載上の注意）

1．主たる営業所又は事務所の所在地を他の財務（支）局長の管轄する区域に変更した場合においては、従前に交付を受けた別紙様式第９号（第17条関係）の登録済通知書を添付すること。

2．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3．登録申請書の第２面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第 12 号（第27条第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）
（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　※登録番号　　財務（支）局長　第　　号
（郵便番号　　―　　）
住　　所
電話番号（　　）　　―
商　　号
又は名称
氏　　名　　印
（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発行保証金の供託等届出書

資金決済に関する法律第14条第２項の規定により供託書正本の写し又は契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。